

健康里から づくりの

要介護認定を受けている方の税金の控除

要介護認定者の障害者控除

障害者手帳等の交付を受けていなくても、65歳以上の要介護認定者で一定の基準に該当する方には、障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書を税の申告時に添付した年に限り、本人または扶養者が所得税や住民税の障害者控除・特別障害者控除を受けることができます。

該当になる方

要介護1から要介護5の認定を受けている65歳以上の方で、要介護認定の判定資料として用いられる主治医意見書に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上または「障害高齢者の寝たきり度」がA1以上であること。（基準日は12月31日または死亡日）

申請が必要

障害者控除対象者認定書の交付を受けるためには申請が必要です。印鑑をお持ちの上、保健福祉総合センターで申請してください。また、申請は平成30年1月4日以降にお越しください。

※過去に認定書の交付を受けている方でも、引き続き控除を受ける場合は、申請が必要です

問い合わせ・申し込み
保健福祉総合センター内
健康福祉課 介護保険係
☎79-0912

インフルエンザはA型・B型・C型のインフルエンザウイルスが呼吸器に感染することによって起こる病気で、伝染力が強いため毎冬のように百万人単位で大勢の人が罹患する皆さんにもおなじみの病気です。

一般に感染後1〜2日の潜伏期の後に38℃以上の発熱で発症し、初期には頭痛、全身倦怠感、関節痛などの全身症状を示しますが、通常は無治療でも1週間以内に回復します。しかし、65歳以上の高齢者、乳幼児、



インフルエンザ



国保東庄病院
こまた せいいち 副院長
小又 誠一

妊婦、呼吸器系や循環器系に慢性疾患を持つ患者、糖尿病、慢性腎不全の患者、免疫低下状態の患者さんなどでは、インフルエンザに罹患すると入院を必要とする肺炎・気管支炎などを発症し、最悪の場合死に至ることもあります。インフルエンザ感染そのものを完全に防ぐことができればいいのですが、現在のところ残念ながらもそのような方法は存在しません。もちろん、患者との接触を絶って感染

の機会を減らすとか、うがいや手洗いなど一般的な予防方法でも効果はありません。抗インフルエンザ薬の内服、吸入に関しても発熱期間を平均で1日減少させることはできますが、発症そのものを完全に抑さえ込むことはできませんし、小児ではその副作用も問題となることがあります。

現在、インフルエンザ予防対策の中心は予防接種であるということが世界的に広く受け入れられています。インフルエンザワクチンは長年の研究で改良が加えられ、現在では局所反応や発熱、ショック、神経系の後遺症等の重篤な副反応・副作用の出現は減少し安全性の面ではほぼ満足のいくものと評価されています。米国での調査によると

ワクチン接種によって、65歳未満の健常者についてはインフルエンザの発症を70〜90%減らすことができます。また、65歳以上の高齢者ではインフルエンザによる肺炎などの入院を30〜70%減らすことができると報告されています。

インフルエンザワクチンによる有効な免疫持続期間は3カ月程度と短いので、毎年シーズン前に接種を繰り返す必要があります。日本ではインフルエンザシーズンの1カ月前くらいである11月ころを中心に接種することが薦められています。インフルエンザワクチン接種がまだの方は12月でも決して遅くはありませんので、お近くの医療機関でぜひご相談下さい。

東庄病院 ☎1177



東庄病院の診療日

年末年始は12月29日(金)から1月3日(水)まで休診となります

内科	月～金曜日の午前および第1・第3土曜日の午前
整形外科	毎週火曜日の午前 (予約制)

(受付時間は午前11時まで)

※救急患者については、休診日および時間外でも24時間体制で診療しますので、電話連絡のうえ来院してください ☎86-1177